

第48回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年9月2日（水）15:59～16:17
2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官、西川内閣府審議官、松永内閣審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、大熊参事官、平野参事官

4. 議題：

（開会）

1. 規制改革会議の進め方について
2. 規制改革ホットラインについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻になりました。これより第48回「規制改革会議」を開会いたします。本日は、浦野委員、大崎委員、佐々木委員が御欠席であります。それでは、最初に有村大臣から御挨拶をいただきます。大臣、よろしく願いたいと思います。

有村大臣 秋の気配を感じるとはいえ、今日は、ぶり返した暑さになりました。岡議長、大田議長代理を始め、委員の先生方には、規制改革の推進に御尽力をいただき、心から御礼申し上げます。

今日は、赤澤副大臣、越智政務官共々、出席をさせていただいております。

6月に先生方から第3次の答申を御提出いただきました。その答申を受けた安倍総理は、「『規制改革には終わりはない』との精神で取り組んでいきたい。産業競争力会議などとの連携の下、シェアリング・エコノミーの推進、また、一層の地方創生の実現などに向けて、規制改革を更にスピード感を持って前に進めていく」との決意を述べられています。

少しずつ果実が目に見えるような形にもなってきています。これまで規制改革会議が進めていた農協改革を盛り込んだ改正農協法は、8月28日金曜日に国会で成立いたしました。くしくも私が両方担当させていただいている「女性活躍推進法」の成立と同じ日でございます。参議院議員として、その場で成立を確認したことは、両方の点からも感慨深いも

のがございました。この成立に至るまでに、金丸委員を始め、関係の先生方に御尽力をいただき、官邸も巻き込んで、本当に粘り強い苦しみの中でやっていただいたことに、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。法案成立は、大きなマイルストーンではございますけれども、当然ながら、最終目的ではございません。引き続き消費者の安全を守り、農業に携わる方々、地域の農協も含めた農業の地盤を強くしていく。そして、農業に向き合う方々の実利を高めていく、日本の農業の足腰を強くして付加価値を高めていくという、私たち国家国民にとっての実益を具現化していくように、引き続きのフォローアップをお願い申し上げたい次第でございます。

本日は、規制改革の第4期のスタートということで、今後の規制改革の進め方について御議論をいただきます。安倍総理の強い御決断の下、また、岡議長の下で、このメンバーでは最終のラウンドということになっていきますので、引き続きの御指南、そして、最終の成果ということでの的確な御協力と具現化へのお力をいただきたいと思います。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方々は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 それでは、議事に入ります。

まず、議題1「規制改革会議の進め方について」でございます。

まず、事務局より、資料の説明をお願いいたします。

山澄参事官 それでは、資料1-1と資料1-2に沿いまして、御説明させていただきたいと思いますが、実はお手元にクリップ留めをした束のものとは別に、資料1-1で、一部赤字で修正が入っておるものをお手元に置かせていただいているかと思っております。これは何かと申しますと、会議の前に、議長から御提案いただいたものを反映させた見え消しバージョンが資料1-1でございます。両方のバージョンがあるわけですが、便宜上、資料1-1の赤字の方に沿いまして、とりあえず事務局から御説明させていただきたいと思っております。

「1. 会議の開催」でございますけれども、来年の6月までのサイクルとして、月1回、2回程度で本会議を開催していく。

「2. 審議事項」でございますけれども、過去のフォローアップを含め、重点事項、あるいは本会議において議論する事項については、今後、速やかに検討し、結論を得る。

「3. 審議方法」でございますけれども、答申を取りまとめる際には、本会議の審議を経た上で決定する。また、機動的な意見表明についても、都度、本会議の審議を経た上で、本会議の意見として決定する。

改革事項の審議に当たっては、案件の性格を踏まえ、国際先端テストの活用を図る。

「4. ワーキング・グループ等の設置」でございます。健康・医療、雇用、農業、投資促進等、地域活性化の5ワーキング・グループを設置いたします。

ホットラインへの対応のために、ホットライン対策チームを引き続き設置いたします。

「５．規制レビューの推進」ということで、規制所管府省が作成します規制シートですとか、法律ごとの見直し年度・周期の確認により、規制の見直しを確実に実施する。

「６．公開ディスカッションの開催」でございますが、第３期の実績も踏まえて、開催を図っていく。

「７．答申等」でございますけれども、来年６月を目途に答申を取りまとめる。なお、中間的な意見を随時公表するということでございます。

すみません。あちらこちらにあって恐縮でございます。クリップ留めしてあるものの方に戻っていただきまして、資料１－２でございます。「ワーキング・グループの運営について（案）」でございます。

１番につきましては、先ほど資料１－１でも触れました、５ワーキング・グループを設置するということが書いてございます。

２番でございます。各ワーキング・グループには、議長の指名により、座長及び座長代理を置く。

規制改革会議委員は、いずれのワーキング・グループの会議にも参加できる。

「３．公表等」でございますが、座長は、会議終了後、速やかに議事録を作成する。

資料、議事録の取扱いについては、規制改革会議運営規則に準じる。

資料及び議事録については、ホームページも含めまして、広く国民が入手可能とするよう配慮する。

「４．その他」としまして、必要なことについては、座長がワーキング・グループに諮って決める。

資料１－３を御覧いただければと思いますが、具体的な各ワーキング・グループ、ホットライン対策チーム、公開ディスカッション担当の委員の方々につきまして、案という形で名簿を付けさせていただいているのが、資料１－３でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明がございました、資料１－１の修正版、資料１－２、資料１－３、そこまでで、御意見があれば、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

岡議長 ありがとうございます。それでは、ただ今説明させていただきました、今期の会議の進め方に加えて、資料１－３のワーキング・グループ、ホットライン対策チーム、公開ディスカッションの構成メンバーを含めまして御了解いただいたということで、今期は、今の御説明のと通りの体制で進めさせていただくことにさせていただきます。

次に、議題２「規制改革ホットラインについて」ですが、資料２－１及び２－２について、事務局より説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。

規制改革ホットライン集中受付につきましては、これまで規制改革ホットラインの認知度を向上させて、国民や企業の皆様から、さらに多くの提案をいただくことを目的として、一昨年、昨年と実施してきたところでございます。

今年におきましても、集中受付の実施を念頭に、準備を進められている団体の皆様方も多いと我々は認識しておりまして、今年も例年同様、10月に規制改革ホットライン集中受付を実施したいと考えております。

具体的な実施案は、資料2-1に記載のとおりでございます。

なお、今回、事務局といたしましては、10月の集中受付につきましては、特定のテーマを掲げて実施することは考えておりませんが、今後、別の機会に特定のテーマを設けて、集中受付を実施することを妨げるものではありません。これにつきましては、今後の議論の動向次第だと存じます。本日のところは、10月に特定のテーマを設けず実施することにつきまして、御了承を得たいということで、よろしく願いいたします。

資料2-1の後ろに、運営方針について、9月2日改正ということで載っていますけれども、これは「3.提案の取扱いについて」、今回、テーマを設けずに集中受付を実施するというので、技術的な修正ということで、このような仕上がりの形になっております。

参考までに、前回の地域活性化集中受付の際の趣旨紙等を添付させていただきました。

以上が資料2-1の関連の説明でございます。

引き続きまして、資料2-2でございますけれども、規制改革ホットラインの処理状況につきまして、報告させていただきます。

受付件数は、8月16日時点で、3,557件でございます。

「2.所管省庁への検討要請状況（平成27年8月31日現在）」につきましては、表でまとめてございますけれども、前期までの間、規制改革会議に報告いたしました検討要請の件数は、1,969件でございます。前回の報告、これは6月5日に行ったものですが、それ以降8月31日までに所管省庁に検討要請した件数は30件でございます。累計になりますと、合計欄、一番右側に数字を書いておりますけれども、1,999件の要請ということでございます。

次に「3.所管省庁からの回答状況（平成27年8月31日現在）」ですけれども、前期までにこの会議に御報告した所管省庁の回答件数は、累計で1,848件ございました。今期に入りまして、さらに116件の回答がございました。

内訳等につきましては、表を参照していただければと思います。

なお、今回、新たに検討要請いたしました、30件につきましては、ワーキング・グループごとに提案事項名を記載した資料を添付してございますので、併せて御覧いただければと存じます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明に対して、御質問あるいは御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

座長の佐久間委員、お願いいたします。

佐久間委員 今期もホットラインチームのまとめを仰せつかりました。

今、事務局から紹介がありましたように、10月は特にテーマを絞らずに、ホットラインの集中受付をするということでもありますけれども、委員の方からは、特定のテーマというお話もあり、例えばということで、インバウンドの話、オリンピックの話、あと、外国の方の日本への観光の促進とか、そういうテーマについても、ホットラインを集中的にやるのはどうかというお話もありましたので、準備という点では、事務局としてやっていくということを考えています。

決定は、後ほど皆さんにお諮りいたします。

ただ、タイミングとしては、6月末までということですから、やるとすれば、去年と同じように、11月に続けてということになるのではないかと、私は今の段階では思っています。

以上です。

岡議長 佐久間さん、ありがとうございました。

今の佐久間さんからの御意見、御説明も含めまして、皆さんからの御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

林さん、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

資料2-1の「1.集中受付の趣旨」の2段目に周知方法について書いてあります。まず、「地方自治体に対する呼びかけ」は大変効果的で、私もホットラインチームの一員なのですが、幾つかの県では、これまでも非常に積極的に意見を出してくださっているので、有効だと思います。

さらに、周知方法として、地方自治体を含めた「各種団体に対して」働きかけるということについては、ここをなるべく広めに、また、若い世代、いろいろな世代の方々、今までに確立した団体として名前の挙がっていないような、オルグと言われるような、インターネットの世界で作られているような、そういう若者世代にも訴えるような形で、呼びかけていただければと思います。

場合によっては、メディアに、議長、大田議長代理、座長に出させていただいて、呼びかけていただくとか、そういった形にさせていただければと思います。個人の声というものは、なかなか出ていく先がなく、そのため、無関心になったり、誤った情報を基に、「空気」が形成される場合もあると思います。正しい情報が伝わるように、国としても、次世代支援に資する規制改革をやらうとしていることを広く伝えていくべきだと思います。そして、社会に対して積極的な意見を持っている若者の声を私どもが受けとめて、改革につなげようとしているという意思が伝わるように、この機会を使っていければと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

今の林委員の御意見に対して、佐久間さん、何かコメントがございましたら、お願いいたします。

佐久間委員 そういう方向には賛同いたしますので、お願いしたいと思います。

岡議長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

以前の会議でも申し上げましたけれども、規制改革ホットラインは大変重要な活動でございます。前期の答申項目の約60%がホットラインに寄せられた要望に関連するものであったということは、皆さん御存じのとおりでございます。

今期は規制改革ホットラインへの取組をさらに充実させようということで、事務局にて佐久間委員といろいろ検討していただいて、事務局の各ワーキング・グループ担当の皆様方にホットラインの応援をしていただく体制を強化してもらうことにいたしました。

そんなことも含めまして、今、林さんからお話があったことを実現に向けていきたいと思っております。私からも、大田さん共々、大いにPRさせていただきます。

よろしいですか。

それでは、規制改革ホットラインの集中受付及びその進め方につきましては、原案どおりで決定させていただきます。ありがとうございました。

以上で本日の議題は終了でございます。ここで会議を終了いたします。